

営 業 の 方 法	
営業所の名称	
営業所の所在地	
営業時間	午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 時 分から 午後 時 分まで
18歳未満の者を従業者として使用すること	①する ②しない
	①の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に） 午後5時から午後10時までの間、厨房において、皿洗いに従事させる。 いずれかに○印をつける
18歳未満の者を客として立ち入らせること	①する ②しない
	①の場合：保護者が同伴しない18歳未満の者を客として立ち入らせることを防止する方法 営業所出入口ドアに縦○○cm、幅○○cmの白色プラスチックに黒色文字で「○○立入禁止」と記載したものを表示する。 いずれかに○印をつける
飲食物（酒類を除く。）の提供	①する ②しない
	①の場合：提供する飲食物の種類及び提供の方法 ※備考1参照 乾きもの、菓子、フルーツ、オードブル。 客の注文に応じてテーブル若しくはカウンターに運び、提供する。※メニュー表等を別添添付してもよい。
酒類の提供	提供する酒類の種類及び提供の方法 ※備考2参照 ビール、焼酎、ウイスキー等を客の注文に応じてテーブル又はカウンターに運び、提供する。
	20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法 ※備考3参照 年齢不詳者は運転免許証等で年齢の確認をし、客室内壁やメニュー表等に20歳未満の者への酒類の提供はしない旨の掲示をする。
客に遊興をさせる場合はその内容及び時間帯	遊興の内容 ダンス、ショー、カラオケ大会等 ※備考4参照
	時間帯 午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 時 分から 午後 時 分まで 深夜帯午前0時から午前6時までは不可
当該営業所にお	①する ②しない

いて他の営業を兼業すること	①の場合：当該兼業する営業の内容
---------------	------------------

いずれかに○印をつける

備考

- 1 「提供する飲食物の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物（酒類を除く。）のうち主なものの種類及びその提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- 2 「提供する酒類の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- 3 「20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、20歳未満の者に酒類の提供を防止する方法を記載すること。
- 4 「遊興の内容」欄には、遊興の種類（ダンス、ショー、生演奏、ゲーム等）、これを行う方法（不特定の客に見せる、聞かせる等。カラオケ、楽器等を利用して遊興させる場合は、その利用方法。）を記載すること。
- 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。